

議案第 1 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 報酬及び費用弁償（第 2 条、第 3 条関係）

区分		報酬		費用弁償 (1日)
		支給 区分	金額	
選挙管理 委員会	委員長	月額	24,000円	2,000円
	委員	月額	16,900円	2,000円
監査委員	識見を有 する者	月額	52,500円	2,000円
	議会選出	月額	31,700円	2,000円

	委員			
埼玉県央 広域公平 委員会	委員長	日額	7,000円	
	委員	日額	6,000円	
教育委員 会	委員長	月額	42,400円	2,000円
	委員	月額	33,000円	2,000円
農業委員 会	会長	月額	36,200円	2,000円
	会長代理	月額	30,600円	2,000円
	委員	月額	26,900円	2,000円
固定資産 評価審査 委員会	委員長	日額	7,000円	
	委員	日額	6,000円	
体育指導委員		日額	6,000円	
産業医		月額	70,000円	2,000円
保育所嘱託医		年額	101,900円	2,000円
保育所嘱託歯科医		年額	104,000円	2,000円
こども療育センター 嘱託医		年額	101,900円	2,000円
こども療育センター 嘱託歯科医		年額	104,000円	2,000円
福祉事務所嘱託医		月額	53,040円	2,000円
家庭児童相談員		月額	127,300円	
社会教育指導員		月額	122,400円	
教育相談員		月額	122,400円	
教育センター所長		月額	122,400円	
嘱託員		月額	122,400円	
商業経営相談員		月額	122,400円	
内職相談員		月額	25,500円	

職業相談員	月額	42,500円	
消費生活相談員	日額	11,300円	
外国語指導助手	月額	300,000円 以内の額で任命権 者が定める額	
選挙長及び開票管理 者	日額	15,500円	
投票所の投票管理者 及び投票管理者の職 務代理者	日額	15,500円	
期日前投票所の投票 管理者	日額	13,800円	
選挙立会人及び開票 立会人	日額	12,800円	
投票所の投票立会人	日額	12,800円 (投票所の投票立 会人として従事し た時間が投票時間 の2分の1以内の 場合にあつては、 6,400円)	
期日前投票所の投票 立会人	日額	11,300円 (期日前投票所の 投票立会人として 従事した時間が投 票時間の2分の1 以内の場合にあつ ては、5,650 円)	
表彰審査会委員	日額	5,600円	

総合振興計画審議会 委員	日額	5,600円	
人権推進審議会委員	日額	5,600円	
庁舎建設委員会委員	日額	5,600円	
自治基本条例審議会 委員	日額	5,600円	
男女共同参画審議会 委員	日額	5,600円	
情報公開・個人 情報保護審 査会委員	会長	日額	20,500円
	委員	日額	18,700円
情報公開・個人情報 保護運営審議会委員	日額	5,600円	
行政改革推進委員会 委員	日額	5,600円	
特別職報酬等審議会 委員	日額	5,600円	
公務災害補償等認定 委員会委員	日額	5,600円	
公務災害補償等審査 会委員	日額	5,600円	
環境審議会委員	日額	5,600円	
廃棄物減量等推進審 議会委員	日額	5,600円	
防災会議委員	日額	5,600円	
国民保護協議会委員	日額	5,600円	
地名地番整備審議会 委員	日額	5,600円	
自転車問題審議会委 員	日額	5,600円	

民生委員推薦会委員	日額	5,600円	
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	11,700円	
幼児問題審議会委員	日額	5,600円	
健康・体力づくり市民会議委員	日額	5,600円	
介護認定審査会委員	日額	15,100円	
介護給付等支給審査会委員	日額	15,100円	
国民健康保険運営協議会	会長	日額	6,600円
	委員	日額	5,600円
産業振興委員会委員	日額	5,600円	
都市計画審議会委員	日額	5,600円	
土地区画整理審議会委員	日額	5,600円	
土地区画整理評価員	日額	5,600円	
下水道事業審議会委員	日額	5,600円	
小・中学校通学区域審議会委員	日額	5,600円	
就学支援委員会委員	日額	5,600円	
学校給食センター運営委員会委員	日額	5,600円	
社会教育委員	日額	5,600円	
青少年問題協議会委員	日額	5,600円	
文化財保護審議会委員	日額	5,600円	
人権教育推進委員会	日額	5,600円	

委員			
堀の内集会所運営委員会委員	日額	5,600円	
スポーツ振興審議会委員	日額	5,600円	
公民館運営審議会委員	日額	5,600円	
図書館協議会委員	日額	5,600円	
視聴覚ライブラリー運営委員会委員	日額	5,600円	

備考 選挙長、選挙立会人、開票管理者及び開票立会人の事務が引き続き2日にわたるときは、これを1日とみなす。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。